

アスベスト対策に関する協定の締結について

平成18年2月22日
千葉労働局労働基準部安全衛生課
千葉県環境生活部大気保全課

吹付け石綿等が使用されている建築物の多くが築後30年程度を経過しており、今後建築物の建て替えのための解体等が増加すると予想されます。

このため、千葉労働局、千葉県及び大気汚染防止法を所管する関係6市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市）は、関係法令に基づく届出情報の相互提供や、合同立入検査の実施などを内容とする協定を締結し、労働者へのばく露防止や周辺環境への飛散防止を図るため協力・連携して取り組むこととしました。

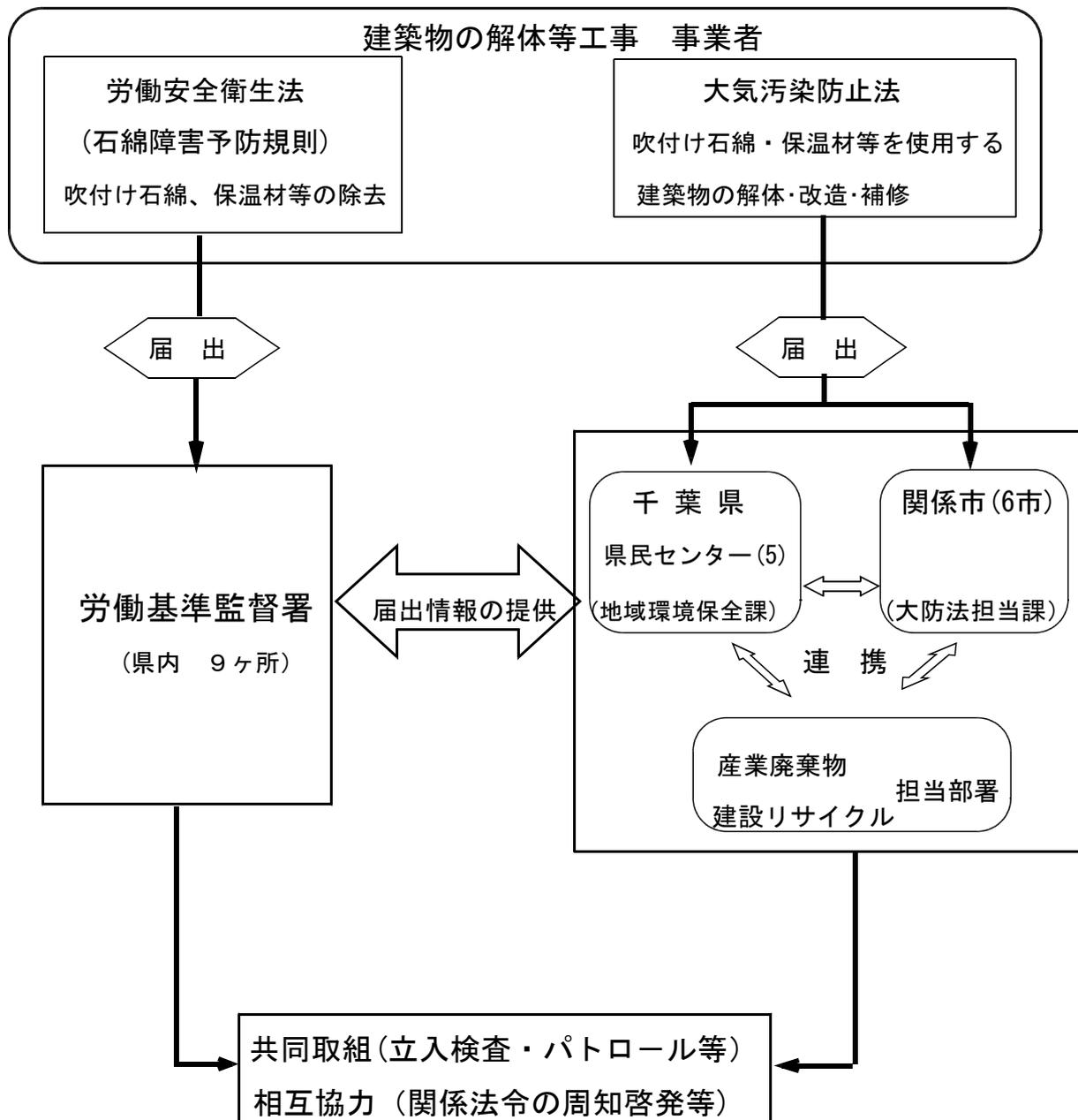
- 1 協定の名称
千葉県内における建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散及びばく露の防止に関する協定
- 2 締結の主体
千葉労働局長、千葉県知事及び関係6市の長
- 3 締結の時期
平成18年3月1日
- 4 協定の内容
 - (1) 労働安全衛生法及び大気汚染防止法に基づく届出情報の相互提供
 - (2) 解体等工事現場への合同の立入検査・パトロールの実施
 - (3) 労働者の健康被害や周辺環境への影響のおそれがある場合の速やかな情報提供
 - (4) 周知啓発等の相互協力
 - (5) 提供情報の目的以外の利用禁止
 - (6) 会議等を通じた情報交換

【問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部安全衛生課
TEL 043-221-4312
安全衛生課長 加瀬 修
労働衛生専門官 阿部 裕之

千葉県環境生活部大気保全課
TEL 043-223-3804
大気・特殊公害指導室長 千代 慎一
主幹 高梨 祐司

協定に基づく取組の概要(イメージ)



千葉県内における建築物等の解体等工事に係る
石綿の飛散及びばく露の防止に関する協定（案）

千葉労働局及び千葉県、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市（以下、「関係機関」という。）は、石綿を取り扱う建築物等の解体等工事（以下、「解体等工事」という。）に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図るため、次の事項について協力・連携に努めることとし、この協定を締結する。

第1条 関係機関は、労働安全衛生法、大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る届出情報について、相互提供に努めるものとする。

第2条 関係機関は、必要に応じて、合同で解体等工事現場の立入検査やパトロール等を実施するものとする。

第3条 関係機関は、石綿の飛散により労働者の健康被害や周辺環境への影響のおそれ認められた場合、または同等の情報を入手した場合にあっては、関係機関への速やかな情報提供に努めるものとする。

第4条 関係機関は、相互に協力して関係法令の周知啓発等の実施に努めることとする。

第5条 関係機関は、提供を受けた情報について、個人情報が含まれることに留意し適正管理を徹底するとともに、目的以外の利用は行わないものとする。

第6条 その他、関係機関はこの協定の趣旨に従い、会議等を開催して情報交換等を行うとともに、必要に応じて本協定の見直しを行うこととする。

平成18年3月1日

千葉労働局長 印

千葉県知事 印

千葉市長 印

市川市長 印

船橋市長 印

松戸市長 印

柏市長 印

市原市長 印